

衆議院と参議院の権能に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 内閣総理大臣の指名は、衆議院のみが持つ権能であり、指名には衆議院における過半数の賛成が必要である。
2. 内閣不信任決議は衆参両院が行うことができ、衆参両院でともに可決された場合、内閣は衆参両院を解散するか、総辞職することとなっている。
3. 衆議院で可決された法律案が参議院で否決された場合、その法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
4. 国の予算は、まず参議院で審議され可決された後、衆議院で審議がされ可決されると成立する。
5. 憲法改正の発議は、衆議院と参議院それぞれの総議員の過半数の賛成で、国会が行う。

正答 3
